

広報さおう 号外9

平成23年6月30日発行
蔵王町災害対策本部

被災者復興支援・生活支援対策

被災住宅修繕工事費補助金

建設課 Tel.33-2214

申請できる方	<p>次のすべての要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none">・町内に所有している住宅があり、かつ現にその住宅に住んでいる方(被災等により、一時的に住んでいない場合は対象になります。)・引き続きその住宅に居住するため、修繕工事を行う方・町内に住民登録、又は外国人登録をしている方・町税や上下水道料、保育料、学校給食費などに滞納がない方 <p>◆この補助金は、住宅1戸につき1度限りとしますので、既にこの補助金を受けた方は、再度申請することはできません。</p>
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災によって被害を受けた住宅及び外構(門・塀等)の修繕工事で、次の要件を満たすものが補助の対象になります。【※アパートや借家の修繕工事は対象外です。】① 工事費(税込)が10万円以上の修繕工事であること。② 平成23年3月11日～25年2月28日の間に実施した修繕工事であること。 <p>※ 住宅の電気設備や給排水設備などは対象になりますが、家具・電気製品などの修繕・買い替えは対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅の応急修理によって行う修繕工事や、住宅の修理に対する被災者生活再建支援金など、ほかの補助制度の対象となる修繕工事は対象外です。
補助金額	<p>・補助金の額は、次の計算式のとおりです。 (修繕工事費－10万円) × 1/2 (補助金の上限額は10万円・1,000円未満の端数切捨)</p> <p>【計算例】 修繕工事費が25万円だった場合 (25万円－10万円) × 1/2 = 補助金の額 75,000円</p> <p>・併用住宅(店舗や事務所などと住宅が一体となった住宅)は、住宅部分のみが補助対象になります。(床面積の割合で工事費を按分します。) ただし、住宅部分の割合が80%以上の場合は、専用住宅として取り扱います。</p>
補助金の申請	<p>受付期間 平成23年8月1日 ～ 平成25年3月29日</p> <p>受付場所 建設課(役場2階)</p> <p>※ 修繕工事が完了した後に申請してください。</p> <p>◆申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・被災住宅修繕工事費補助金交付申請書(用紙は役場にあります)・修繕工事に係る領収書及び工事の内訳書のコピー・工事前、工事後の施工場所、建物全体の写真(工事前写真がない場合は、被害状況を確認できる書類【地震保険関係の書類など】)・被災住宅修繕工事費補助金請求書(用紙は役場にあります) <p>※通帳(表紙見返し部分)のコピーを、請求書に添付してください。</p>

介護保険料・介護サービス料の減免

保健福祉課 TEL33-2003

東日本大震災により一定以上の被害を受けた方については、65歳以上の方に納めていただく介護保険料や介護認定を受けている方の介護サービス利用者負担金が減免されます。

区 分	減 免 の 割 合	
	23年度 介護保険料	介護サービス 利用者負担金
住宅に半壊以上の被害があったとき	全 壊	全 額
	大規模半壊・半壊	2分の1
法令に基づく避難者など	長期避難者	全 額
	原子力発電所の事故による避難対象者	全 額
世帯の主たる生計維持者が被災したとき、収入が著しく減少したとき	死亡したとき	全 額
	行方不明であるとき	全 額
	障害者となったとき	全 額
	廃業・休業や解雇などにより、収入が著しく減少したとき(注)	全 額

注)平成23年度の事業収入等の見込額(保険金等により補てんされる金額を含みます)が、平成22年度の事業収入等の7割以下の場合が対象になります。ただし、事業収入等以外の所得が400万円以上ある方及び既に雇用保険を受給している方は対象外です。

◆ 介護サービス利用者負担金の免除期間(予定)は次のとおりです。

利用者負担額 平成23年3月11日～24年2月29日利用分

施設入所等に係る食費・居住費等 平成23年3月11日～8月31日利用分

申請方法

介護保険料や介護サービスの利用者負担金の減免を受けるためには、申請が必要です。

申請期間 平成23年7月1日(金)～7月29日(金) 土・日・祝日を除く。

申請先 保険料:町民税務課(役場1階)・介護サービス:保健福祉課(地域福祉センター)

申請に必要なもの 介護保険証・印鑑

・減免に該当することを証する書類(詳しくはお問い合わせください。)

住宅の応急修理制度 申込受付中

建設課 TEL33-2214

制度の内容 被災住宅について、町が直接業者に修理を依頼し、費用を支払います。修理は、屋根・外壁・基礎・トイレなど、日常生活に必要な最小限な部分に限られ、限度額は52万円です。

なお、修理代が52万円を超えるときは、超えた分は本人負担となります。

対象となる住宅 ①大規模半壊と判定された住宅・全壊と判定された住宅(修理可能なもの)

②半壊と判定された住宅(所得制限があります)

申し込み・問合せ先 建設課(役場2階)

※ 申し込みに必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

中小企業振興資金特別融資 申込受付中

農林観光課 TEL33-2215

対象者 東日本大震災により、直接被害又は売上減少などの間接被害を受けた町内の中小企業者

融資限度額 500万円 ・ 貸付期間 5年以内(期間内で最長6か月の据置可能)

利子補給 借入者が支払った利子を全額町で補助します ※平成24年3月31日までの融資に適用

申し込み・問い合わせ先 農林観光課(役場1階)

※ 申し込みに必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。